

5分で読める

ちょっと役に立つ

遺族基礎年金  
Q & A 集

今号は父子家庭の遺族基礎年金受給特集なので  
小冊子で改めて遺族基礎年金の内容にしました。

平成26年 6月

## 遺族基礎年金と受給条件は？



**遺族基礎年金とはどんな年金のことですか？**



遺族基礎年金とは、国民年金に加入している人が死亡した場合に、その死亡した人によって生計を維持されていた「子供のいる配偶者」、または、「子供」が受給できる年金のことです。



**遺族基礎年金を受給できる条件は？ その1**



遺族基礎年金を受給するには3つの条件にあてはまる必要があります。第1条件は国民年金の被保険者としての条件を満たしていることです。

国民年金の被保険者としての条件とは以下どれかをいいます。

- ①国民年金の被保険者期間中(20歳～60歳)である者が死亡した場合に受給できます。

20歳	60歳	65歳
国民年金に加入中に死亡した		

②国民年金の被保険者でなくなった60歳以上65歳未満の日本国内にいる者が死亡した場合。

20歳	60歳	65歳
国民年金に加入していた		日本に住んでいるうちに死亡

③老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合。

受給権者とは：例えば、老齢基礎年金を受給するには老齢基礎年金を受給しますという請求をしなければなりません。ところで、まだ請求をしていない者も受給権者となります。その他には、老齢基礎年金は本来65歳から受給できますが、繰り下げ受給といって最大5年間遅らせて受給することができます。このように、受給できるのにまだ受給していない者も受給権者となります。

20歳	60歳	65歳	67歳
国民年金加入期間		請求前に死亡	繰り下げ受給

④老齢基礎年金を受給できる25年の資格要件を満たしている者が死亡した場合。

20歳	60歳	65歳
老齢基礎年金の貰える条件の25年の受給資格期間を満たしている人が死亡		



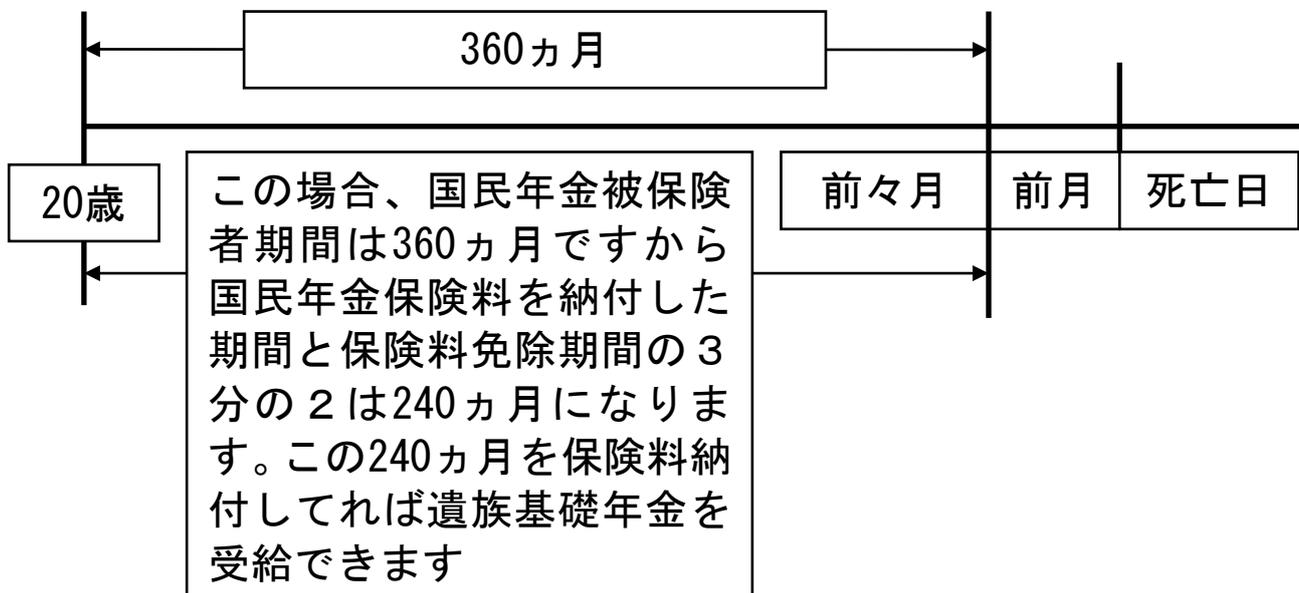
## 遺族基礎年金を受給できる条件は？ その2



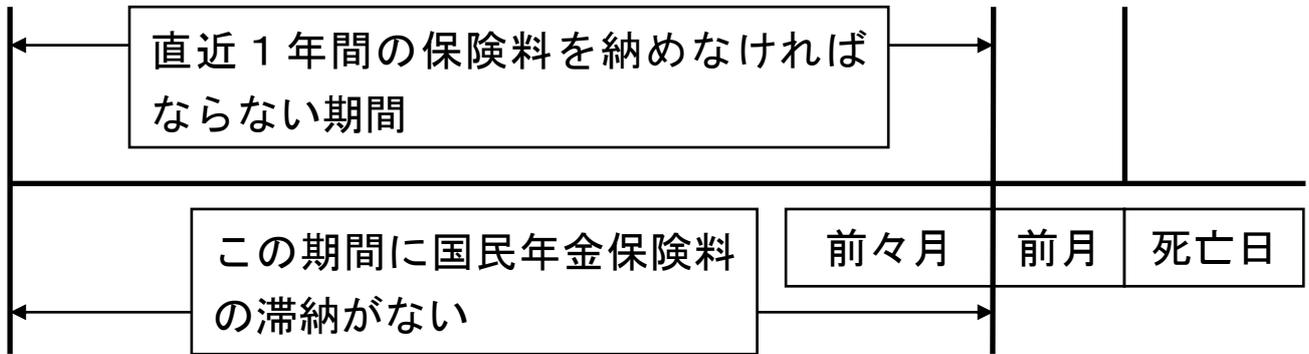
第2条件は国民年金の保険料納付条件を満たしていることです。

国民年金の被保険者期間中に死亡した場合と国民年金の被保険者でなくなった60歳以上65歳未満の日本国内にいる者が死亡した場合については、国民年金保険料を納付した期間と保険料免除期間が全期間の3分の2以上あることが条件になります。

この場合の全期間とは：被保険者が死亡した日の月の前々月以前の国民年金被保険者期間をいいます。



以上の条件以外に特例があります。65歳になる前に死亡した場合に、その死亡日が平成38年3月31日までなら死亡日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料を納めなければならない期間で保険料を納めていれば特例として第2の条件を満たします。



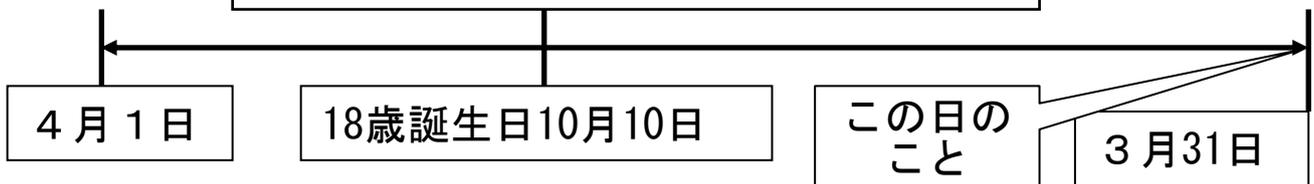
**遺族基礎年金を受給できる条件は？ その3**



第3条件は死亡した配偶者または親に生計維持してもらっている子供が遺族基礎年金を受給できます。配偶者が遺族基礎年金を受給できるには18歳到達年度の末日までの子供がいることです。あるいは20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子がいることです。

子供が遺族基礎年金を受給するには18歳到達年度の末日までの子供であることです。あるいは20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子であることです。

上記18歳到達年度の末日とは：



## 遺族基礎年金額は？



遺族基礎年金はいくら受給できるのですか？



遺族基礎年金の基本額は772,800円です。配偶者は、子供の人数によって子供1人につき1～2人目までは222,400円加算されます。3人目からは1人につき74,100円です。

子供は、子供の2人目は222,400円加算されます。3人目からは1人につき74,100円です。

下の表に遺族基礎年金の受給年金額をまとめました。

●遺族基礎年金の金額(配偶者が受給する場合) 単位:円

子供の人数	遺族基礎年金の基本金額	加算される金額	合計金額
1人	772,800	224,000	996,800
2人	772,800	448,000	1,220,800
3人	772,800	522,100	1,294,900
4人	772,800	596,200	1,369,000

●遺族基礎年金の金額(子供が受給する場合) 単位:円

子供の人数	遺族基礎年金の基本金額	加算される金額	合計金額
1人	772,800	0	772,800
2人	772,800	224,000	996,800
3人	772,800	448,000	1,220,800
4人	772,800	522,100	1,294,900

## 死亡一時金は？



国民年金被保険者が死亡した場合に遺族基礎年金以外に受給できる死亡一時金を教えてください



死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36ヵ月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族が受給できます。

●国民年金の死亡一時金 単位：円

国民年金保険料の納付済み期間	受取れる死亡一時金の金額
3年～15年未満	120,000
15年～20年未満	145,000
20年～25年未満	170,000
25年～30年未満	220,000
30年～35年未満	270,000
35年～	320,000

※遺族が、遺族基礎年金を受給すると死亡一時金は受給できません。

